

中村学園大学(含む短期大学部)田島グラウンド使用細則

平成 22 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)に設置する中村学園田島グラウンド(クラブハウス含む)(以下「田島グラウンド」という。)の管理及び運営を円滑に行うため必要な事項を定める。

(設置施設)

第 2 条 田島グラウンドに、次に掲げる施設を設ける。

- (1) クラブハウス
- (2) 野球場
- (3) ラクロス兼サッカー場
- (4) 弓道場
- (5) ジョギング・ウォーキングコース

(使用区分・順位)

第 3 条 田島グラウンドは、次の各号に掲げる事項のために使用する。なお、原則として次の各号の優先順位とする。

- (1) 正課授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 田島グラウンド使用を許可された本学の課外活動
- (4) 本学学生及び教職員の体育活動並びにレクレーション活動
- (5) 中村学園各学校の教育目的の達成に資する活動
- (6) 地域貢献活動
- (7) その他学長が特に許可する行事

(使用料金)

第 4 条 田島グラウンドの諸施設の使用料金は、別表に定める。ただし、教育活動の向上に資する目的を持つと認められる場合は、使用料の減免を行うことがある。

(休業日)

第 5 条 田島グラウンドの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 中村学園創立記念日(5 月 17 日)
- (2) 年末の休日(12 月 29 日～12 月 31 日)
- (3) 年始の休日(1 月 1 日～1 月 4 日)
- (4) 夏季休日(8 月 13 日～8 月 15 日)
- (5) その他学長が必要と認める日

2 前項にかかわらず、学長が特に許可する場合は、休業日の使用を認めることがある。

(使用時間)

第6条 使用時間は原則として、平日は午後0時30分から午後8時まで、土・日・祝日、春期・夏期・冬期の長期休暇中は午前9時30分から午後6時までとする。

(照明設備の使用)

第7条 照明設備の使用は、近隣への影響を考慮し、必要最低限とする。

2 照明設備の使用は、授業期間中とし、原則として土・日・祝日、春期・夏期・冬期の長期休暇中は使用できない。

3 照明設備の使用時間は、原則として使用施設の整備・後片付けを含めて午後8時までとする。

(使用許可手続等)

第8条 第3条第1号以外により田島グラウンドを使用する者は、以下のとおり使用許可手続等を行わなければならない。

2 第3条第2号、第4号、第7号により田島グラウンドの使用を希望する者は学生部に、また、第3条第5号、第6号により使用を希望する者は総務部に、使用する1ヶ月前から10日前までに所定の使用願を提出し、許可を受けなければならない。

3 第3条第3号に定める課外活動団体は、毎年度初めに学生部へ年間使用願を提出しなければならない。なお、変更がある場合は、使用日の1ヶ月前から10日前までに所定の使用願を学生部に提出し、許可を受けなければならない。

4 ジョギング・ウォーキングコースは、野球場又はサッカー兼ラクロス場が使用中は、使用を禁止する。

5 弓道場は、本学関係者と共同で使用するか本学関係者が立ち会う場合に限り、学外者の使用を許可する。

(遵守義務)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用後は、使用施設を整備、清掃を行い使用前の状態に復すること。

(2) 使用を許可された施設、設備、備品及び器具以外は使用しないこと。

(3) 火気の使用をしないこと。

(4) 危険物などの特殊な物品を持ち込まないこと。

(5) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

(6) 施設内では、喫煙及び飲酒をしないこと。

(7) 所定の場所以外で掲示、広告、宣伝等の行為をしないこと。

(8) 物品販売、金品の募金活動等の行為については許可を得た上でこれを行うこと。

(9) 他の使用者及び周辺地域に迷惑のかかる行為をしないこと。

(10) 戸締り及び貴重品の管理を徹底し、盗難の防止に努めること。

(11) 大会、行事等で生じたゴミ等は、主催者が責任をもって持ち帰ること。

(12) 指定された場所以外への車両の乗り入れ及び駐車をしないこと。

(13) 使用時間を厳守すること。

(14) ペットを同伴しないこと。

(15) その他、管理人の指示に従うこと。

- 2 使用者(団体又はその構成員)に上記の各号の一に違反する行為があった場合は、使用の途中であっても当該使用許可を取り消し、使用を中止させることがある。

(目的外使用の禁止等)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に田島グラウンドを使用してはならない。

- 2 使用者は、許可を受けた内容の一部若しくは全部を第三者に譲渡してはならない。

- 3 使用者は、使用の変更又は中止の場合は、直ちにその旨を使用願の提出先に届け出なければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、施設、設備、備品等並びに周辺地域に破損、滅失又は被害を及ぼしたときは、原状に回復し又は損害を賠償しなければならない。

(所管部署)

第12条 この細則に関する事務は、学生部の所管とする。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

別表 施設の使用料金(消費税別)

施設名	使用料(消費税別)		備考
	施設使用料	照明設備使用料	
野球場	5,000 円／時間	3,000 円／時間	
サッカー兼ラクロス場	5,000 円／時間	1,000 円／時間	
弓道場	1 人あたり 2,000 円／時間	1 人あたり 500 円／時間	本学関係者と共同で使用するか又は本学関係者が立ち会う場合に限り、使用可
ジョギング・ウォーキングコース	2 時間以内 200 円 2 時間を超えた場合、超過 1 時間につき 100 円	(使用不可)	野球場又はサッカー兼ラクロス場が使用中は使用不可
クラブハウス会議室(大)	4,000 円／時間	—	24 名まで、空調費含む
クラブハウス会議室(小)	2,000 円／時間	—	12 名まで、空調費含む
クラブハウス シャワー・更衣室	200 円(1 人 1 回)	—	